



【志布志市スポーツ合宿等誘致奨励金】

◆令和3年7月30日から支払い条件が変わりました！！

スポーツ大会や合宿等で、

志布志市内に宿泊する学生等の団体に対し、奨励金を支払います。

■奨励金の支払い条件

- 学生で構成される運動系及び文化系の団体
(学生：小学校、中学校、高等学校、大学(短大)、高等専門学校及び専修学校の学生)
- 登録された市内の宿泊施設に宿泊すること
- 延べ宿泊数を満たしていること
 - ・主に大学生に相当する年齢の学生で構成される団体
 - 1 回の合宿等で、宿泊数が連続3泊以上で、かつ延べ30泊以上
(「さんふらわあ」往復利用の場合、連続2泊以上で、かつ延べ30泊以上)
(「さんふらわあ」片道利用の場合、連続2泊以上で、かつ延べ40泊以上)
(九州内に住所を置く団体合宿の場合、連続2泊以上で、かつ延べ40泊以上)
 - ・主に高校生以下に相当する年齢の学生で構成される団体
 - 1 回の合宿等で、宿泊数が連続2泊以上で、かつ、延べ20泊以上

■奨励金の額

- ・主に大学生に相当する年齢の学生で構成される団体
 - 1人1泊 1,000円 (1回の合宿につき20万円を限度)
- ・主に高校生以下に相当する年齢の学生で構成される団体
 - 1人1泊 500円 (1回の合宿につき10万円を限度)
- ・交通費加算(フェリーさんふらわあ助成金を利用する団体を除く)
 - 1人あたり 1,000円 (奨励金対象の人数分とする)

■奨励金の請求手続き

- 合宿終了後、所定の「奨励金交付申請書」「スポーツ合宿等参加者名簿」「奨励金請求書」を利用した宿泊施設へ提出してください。**※シャチハタ印不可**
なお、修正箇所は訂正印をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒899-7103

鹿児島県志布志市志布志町志布志2-28-11

志布志市スポーツ団体誘致推進協会(志布志市観光特産品協会内)

TEL: 099-472-8028

FAX: 099-473-2345

